

議案第17号

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例について

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

規則で定めていたものを条例として運用するための制定

飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、医療技術職員及び福祉関係の有資格者である質の高い人材を確保するため、市外から市内の医療・福祉機関等に専門職として勤務しようとする者に対し、飛驒市医療・福祉専門職員就職準備貸付金（以下「就職準備貸付金」という。）を貸与することで市内での就業しやすい環境を整え、もって市内の医療・福祉体制の基盤の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内医療・福祉機関等 保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関をいう。）、介護サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に規定する介護サービス事業者（指定介護予防支援事業者は除く。）の運営する事業所若しくは施設をいう。）及び保育所（飛驒市保育所条例（平成16年飛驒市条例第120号）に規定する保育所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4号の規定により設置されている保育所をいう。）（以下「医療・福祉機関等」という。）で飛驒市内に設置されているもの（市が設置するものを含む。）
- (2) 医療・福祉専門職員 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。
 - ア 保健師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保健師等法」という。）第2条の規定による保健師をいう。）
 - イ 看護師（保健師等法第5条の規定による看護師をいう。）
 - ウ 准看護師（保健師等法第6条の規定による准看護師をいう。）
 - エ 助産師（保健師等法第3条の規定による助産師をいう。）
 - オ 薬剤師（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条に規定する免許を受けたものをいう。）
 - カ 理学療法士（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「理学療法士等法」という。）第2条第3項の規定による理学療法士をいう。）
 - キ 作業療法士（理学療法士等法第2条第4項の規定による作業療法士をい

- う。)
- ク 言語聴覚士（言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第2条の規定による言語聴覚士をいう。)
- ケ 精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第2条の規定による精神保健福祉士をいう。)
- コ 公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条の規定による公認心理師をいう。)
- サ 臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会実施の資格審査による資格認定者をいう。)
- シ 臨床工学技士（臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第2条第2項の規定による臨床工学技士をいう。)
- ス 介護福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項の規定による介護福祉士をいう。)
- セ 保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4の規定による保育士をいう。)
- (3) Uターン就職 飛驒市出身者で、市外（高山市を除く。）に転出して医療・福祉専門職員となるために修学（飛驒市に住民登録している状態で飛驒市又は高山市以外の市町村に居住し、飛驒市又は高山市以外の資格取得機関で修学する者を含む。）し、卒業後本市に転入又は居住し、本市の医療・福祉機関等に同専門職員として就職することをいう。
- (4) Iターン就職 飛驒市以外に居住していた者（高山市在住者は除く。）が、本市に転入し、医療・福祉専門職員として本市の医療・福祉機関等に就職することをいう。
- (5) 隣接市居住者就職 飛驒市及び高山市以外から高山市又は富山市に転入し、又は居住し、本市の医療・福祉機関等に医療・福祉専門職員の正規職員として就職することをいう。
- (6) 潜在看護師 医療・福祉機関等を離職し、1年以上経過している看護師及び准看護師で、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第16条の3第1項の規定による都道府県ナースセンターに届け出ている者
- (7) 市内勤務医療・福祉専門職員 市内医療・福祉機関等に勤務する医療・福祉専門職員

- (8) 正規職員 期間の定めのない雇用契約（試用期間等を設けた有期雇用契約については、その後期間の定めのない契約となる見込みがある場合は、期間の定めのない雇用契約とみなす。）により、法人の就業規則等就業に関する規程で規定する就業時間により常時勤務する職員（以下「常勤職員」という。）で、社会保険に加入している者をいう。なお、地方自治体の正規職員については、任期の定めのない常勤職員として任用されている者をいう。

（貸付対象者）

第3条 就職準備貸付金を受ける事ができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) Uターン就職、Iターン就職又は隣接市居住者就職により、市内医療・福祉機関等へ正規職員（市の保健師職は除く。）として勤務することが内定している、若しくは現に勤務している者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 医療・福祉専門職員の免許取得者又は資格認定を受けている者で、当該医療・福祉専門職員（他の職種との一部兼務も認める。以下同じ。）として勤務するもの

イ 文部科学大臣が指定した学校、厚生労働大臣又は知事が指定した養成所の最高学年に在学し、当該年度に卒業見込みの者で、卒業後医療・福祉専門職員として勤務しようとするもの

- (2) 市内医療・福祉機関等に正規職員（市の設置する医療機関については、任期の定めのない常勤職員と同様の時間を勤務する会計年度任用職員を含み、すでに就職準備貸付金を受けている者を除く。）として再復帰する潜在看護師であって、直近の離職日から再就職日までに1年以上の期間がある者

- (3) 前各号のうち、市内医療・福祉機関等が紹介手数料を支払い、人材紹介会社等を経由して市内医療機関等に就職した者は、就職準備貸付金の貸付けは行わないものとする。

（貸付者数）

第4条 就職準備貸付金の貸付者数は、毎年度市長が決定する。

（就職準備貸付金の額等）

第5条 就職準備貸付金の額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第1号に規定する者は20万円とし、夜間勤務（午後10時から午前5時までの時間帯での勤務を含む勤務をいう。以下同じ。）を行うことも雇用又は

任用要件に付与されている場合は10万円を加算する。この場合において、夜間勤務がある条件について雇用又は任用時に合意されていれば、就職時からの実際の夜間勤務の実施の有無に関わらず加算するものとする。

- (2) 第3条第2号に規定する者は、前号の規定と同額とする。ただし、市が設置する医療機関に任期の定めのない常時勤務する職員と同様の時間を勤務する会計年度任用職員については10万円とする（夜間勤務の加算は、該当する場合は前号と同額とする。）。

2 就職準備貸付金は、無利子とする。

(返還)

第6条 貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月の末日までに就職準備貸付金の全部を返還しなければならない。

- (1) 市内医療・福祉専門職員とならなかったとき。
- (2) 市内医療・福祉機関等を退職したとき又は人事異動等により、市内医療・福祉機関等の勤務でなくなったとき（ただし、再び市内医療・福祉機関等での勤務が確約されている場合その他特別な事情として市長が認める場合は除く。）。
- (3) 医療・福祉専門職員ではない職種の勤務に変わったとき。
- (4) 第3条第1号イの該当により貸付けを受けた後に、資格取得試験の結果が不合格となり、資格が取得できなかったとき。

(返還免除)

第7条 貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けた就職準備貸付金の返還債務の全部を免除する。

- (1) 市内勤務医療・福祉専門職員として規則に定めるところにより2年間継続して勤務したとき。
- (2) 市内勤務医療・福祉専門職員として在職期間中に死亡したとき。
- (3) 職務に起因する心身の故障のため医療・福祉専門職として勤務を継続することができなくなったとき。

2 貸付けを受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により、市長が就職準備貸付金の返還をすることが困難であると特に認める場合は、就職準備貸付金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の猶予)

第8条 市長は、貸付けを受けた者が、市内勤務医療・福祉専門職員として在職する場合であって、災害、疾病その他やむを得ない理由により就職準備貸付金の返還をすることが困難であると特に認める場合には、その在職する期間又はその理由が継続する期間、就職準備貸付金の返還の履行を猶予することができる。ただし、猶予期間は3年を超えることができない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例（案） 要旨

1 制定の趣旨

規則で定めていたものを条例として運用するための制定

2 制定の概要

市外から、医療・福祉専門職員として市内へ就職する方に就職準備資金を貸付け、スムーズに就業に向かえる体制を整え、市内の専門職員の人材を確保するため要件を定める。また、貸付金の返還、返還免除等に関しても要件を定め、運用の仕組みを整えるため条例を制定する。

3 施行日 令和2年4月1日